

**令和 8 年度（2026 年度）  
広島市会計年度任用職員（消費生活相談員）募集案内  
【令和 8 年 1 2 月採用】**

令和 8 年（2026 年）8 月 1 5 日  
広島市市民局消費生活センター

|                |                                             |
|----------------|---------------------------------------------|
| <b>試 験 日</b>   | 令和 8 年 1 0 月 9 日（金）                         |
| <b>受 付 期 間</b> | 令和 8 年 8 月 1 5 日（土）～令和 8 年 9 月 3 0 日（水）（必着） |

**1 採用予定数等**

| 採用予定数 | 勤 務 場 所                                            | 職 務 概 要        |
|-------|----------------------------------------------------|----------------|
| 若干名   | 市民局消費生活センター<br>広島市中区基町 6 番 2 7 号<br>アクア広島センター街 8 階 | 消費生活相談及び消費者啓発等 |

**2 受験資格（年齢制限はありません。）**

次の（１）から（３）までの全ての要件を満たす人

- （１）消費生活相談員資格（国家資格）を有する人、独立行政法人国民生活センター認定の消費生活専門相談員資格を有する人又は一般財団法人日本産業協会認定の消費生活アドバイザー資格を有する人
- （２）次のいずれかに該当する人（令和 8 年 1 1 月末までに取得見込の人を含む。）
- ア 日本国籍を有する人
  - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）による永住者
  - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）による特別永住者
- （３）次のいずれにも該当しない人
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - エ 平成 1 1 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

※ 学校卒業後就職が決まらず、求職中の方も、上記の受験資格を満たす場合には申し込むことができます。

**3 試験の日時、会場、合格発表**

| 日 時                                                                 | 会 場                                      | 合格発表                     |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------|
| 令和 8 年 1 0 月 9 日（金）<br>午前 9 時集合<br>（午前 8 時 4 5 分頃開場予定）<br>（正午頃終了予定） | 中区役所 3 階第 4 会議室<br>（中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号） | 1 0 月 1 6 日（金）<br>（発送予定） |

- 〔注〕（１） 試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
- （２） 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に通知します。
- （３） 電話・メール等での合否の問合せは受け付けません。

#### 4 試験の内容

| 科 目 等        | 内 容                                                           |
|--------------|---------------------------------------------------------------|
| 作 文<br>【40分】 | 文章による表現力等についての筆記試験【約800字】<br>(前回試験の作文テーマ：「高齢者の消費者被害について思うこと」) |
| 面 接          | 主として人物、識見等についての個別面接                                           |

#### 5 申込手続及び受付期間

##### (1) 提出書類

ア 申込書（最近3か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）

イ 消費生活相談員資格試験合格証又は独立行政法人国民生活センター認定の消費生活専門相談員資格若しくは一般財団法人日本産業協会認定の消費生活アドバイザー資格を証明するものの写し

なお、提出書類は受付後、返却しません。

##### (2) 提出先

〒730-0011

広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

広島市市民局消費生活センター

##### (3) 受付期間

令和8年8月15日（土）から令和8年9月30日（水）まで（必着）

ただし、持参による申込みは、火曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後6時まで（土曜日も受け付けます。）。郵送による申込みは、9月30日（水）までに上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。

なお、9月28日（月）以降に投函される場合は速達としてください。

##### (4) 個人情報の取扱い

申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。

#### 6 採 用

(1) 採用予定日は、令和8年12月1日です。

(2) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和8年11月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。

(3) 採用は全て条件付で、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

## 7 待遇、勤務条件等

### (1) 任用期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで。

(令和9年4月1日以後について、人事評価等に基づき、引き続き1年ごとに勤務(再度の任用)をお願いすることがあります。ただし、再度の任用は、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。)

### (2) 勤務日、勤務時間及び休憩時間等

原則として、勤務日は火曜日及び日曜日を除く週5日、勤務時間は午前10時から午後6時までの間で5時間45分(休憩時間は勤務時間内に1時間)で、週28時間45分です。

### (3) 勤務を要しない日

火曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで及び8月6日(8月6日が勤務日と重なった場合は、他の日を振替休日とします。)

### (4) 給与等

初任給 報酬月額 約211,000円(地域手当を含む。)

年収見込 約3,523,000円(期末手当及び勤勉手当を含む。)

このほかに交通費及び時間外勤務手当が規定に基づいて支給されます。

なお、上記金額は募集時点のものであり、給与改定等により変更となる場合があります。

### (5) 加入保険等

健康保険(広島市職員共済組合)、厚生年金保険、公務災害補償保険及び雇用保険の適用並びに年次有給休暇制度があります。

### (6) その他

センター内は全面禁煙です。

## 8 その他、受験に際しての注意事項

(1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場にお越しください。

(2) 試験会場には駐車できませんので、車での来場はご遠慮ください。

(3) 不明な事項があれば、以下の問合せ先までご連絡ください(試験の内容に関わる質問にはお答えできません。)

### ◇ 問 合 せ 先 ◇

広島市市民局消費生活センター

TEL: (082) 225-3329

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階